

<特集・短期連載>「いま、原子力発電の是非を問う」

「いま、原子力発電の是非を問う」あとがきにかえて

(2012年4月11日)

2012年版あとがき～もういちど「原発の現実を直視しよう」

本書「いま原子力発電の是非を問う」は昭和63年(1988年)6月に発生した、九州電力の原発事故を発端として書き進められたものであり、平成2年(1990年)に上梓された。

昨年、未曾有の大震災が日本列島を襲い。地震大国・日本で原子力発電に依拠するわが国のエネルギー政策から、東京電力の体質に至るまでさまざまな問題点が浮上。原発推進か脱原発かをめぐり、いまでも議論が沸騰している。2010年5月現在の資料では、わが国には17か所の原子力発電所で54基・4884.7万kWの発電用原子炉が稼働(実稼働37基。このほか建設中3基、計画中10基、閉鎖済み5基)していた。だが東日本大震災の1年後である今年(2011年)の5月には、震災後に唯一稼働していた北海道電力泊原発3号機1基も稼働を中断する予定であり、全国54基の原発がすべて稼働を止める初めての事態を迎える。

この章の表題「原発の現実を直視しよう」は、平成2年出版当時の「あとがき」につけられたものだった。東日本大震災後のわれわれには「何を今さら」と感じるタイトルだ。だが日本がバブル景気に沸いていた当時、このタイトルは扇情的とは言わないまでも、超好景気に沸き立つ社会の雰囲気の中、真剣な警告の意味を多少なりとも持っていたはずだ。

あれから約20年…。九州電力は東日本大震災後の6月、玄海原子力発電所2、3号機の運転再開に向け、九電関係会社の社員らに運転再開を支持する文言の電子メールを投稿するよう指示していた、いわゆる「九州電力やらせメール(世論偽装工作)事件」が発覚した。九州電力社長真部利広氏はいったん辞意を表明したものの10月、続投を決定。11月に開かれた記者会見で、九電原子力発電本部の豊嶋直幸部長は「地元の了解は、ある意味必要ない」と放言したことは記憶に新しい。

恐るべき衝撃的な言葉だが、本書をこれまでお読みの方なら「いかにも九電が言いそうなこと」と感じられるだろう。この言葉の「ある意味」とはつまり「科学的知見も根拠も示さず感情的に『反対のための反対』を唱えているような、地元の一部の反原発論者に対してまで、いちいち了解をとる必要はないと思っている」ということなのだろう。そういう認識を持つだけでも十分過ぎるほど傲慢だ。しかもそうした認識を公的な場で口にするのが、九州電力の体質なのだ。

日本は2発の原子力爆弾とともに第二次大戦に敗れた。この「軍を持つことができなくなった、世界で唯一の被爆国」は戦後、民間の原子力利用を導入するために神経を使い、工夫をせざるを得なかった。敗戦後、日本は連合国から原子力に関する研究が7年にわたり全面的に禁止された。

サンフランシスコ講和条約締結後に原子力開発が解禁されたのち、1956年10月に国際原子力機関(IAEA)に調印するまでの過程で、戦前・戦中のわが国の「原爆開発」は国際社会に対し、過小評価して報告せざるを得なかったという(アメリカがナチス率いるドイツに原爆を落とさず、代わりにわが国に落としたのは、わが国の原発開発がほぼ完成を迎えるほど進んでいたため、という説さえある)。仁科芳雄博士率いる理化学研究所の「二号研究」は「濃縮ウランのあまりの非効率」を、また海軍の「F研究」は「1945年によく遠心分離機の設計図が完成したばかりだった」ことを理由に、日本の原発開発は終戦の年にあってもまだ基礎段階だったと評価された。これが過小評価であろうが事実であろうが、科学技術にすぐれ第二次大戦では独特な精神的強靱さを発揮し、原爆で敗戦しつつも戦後まもなく原子力開発に意欲を見せた日本に対し、連合国が向ける警戒をいくぶんでも和らげたことは想像できる。ビキニ環礁で第五福竜丸が被爆した2年後である1953年、原子力基本法をはじめとする原子力三法が成立。日本の原子力研究の体制がスタートした。

私企業が核を扱う恐怖

忘れてはならないのは、そもそも原子力自体が核兵器を目的として開発されたもの、ということだ。1895年のレントゲンによるX線発見から1938年の核分裂反応発見とそれ以降の研究が最初に、直接的に結実したのはマンハッタン計画であり、つまりは大量殺戮兵器だ。終戦前のわが国の「二号研究」や「F研究」も同様である。「民間利用・商用利用」というのは一面的なオブラートにすぎない。連合国側にはその認識がしっかりとあった。日本が意図するのは再軍備と大量殺戮兵器の保有ではないのか……。連合国側がこうした警戒の眼を向けるのは当然だ(わが国は現在もお IAEA の査察を

受けており、駐在査察官の人数も 200 人と最大規模)。

わが国が軍を持つことができないのは小学生でも知る事実。だが大量破壊兵器という観点で見れば、原子力とは軍、つまり国家が運営する、自己完結性(食料・電気・通信・移動などの生存や作戦行動の遂行に必要なインフラを自ら用意する能力)を持つ実力組織が管理し、責任を持たなければならないものだ。どの国を見ても、原発は最終的に軍が責任を負っている。

軍備を放棄した日本に原子力開発を導入し、原発が約 30%の電力消費を担うまでに至った。そして東日本大震災でわれわれの眼にあらためてはっきり焼き付けられたのは「責任は政府・対処は民間企業」の姿だった。有事の際、すぐに対処できる実働組織を持たない政府や、企業資産を失いたくなく民間企業の、おろおろと嘘や口実を重ねる姿だった。装備もままならない警察や消防が最前線に立たされた姿であった。

直裁に言えば、民間企業などに核管理を任せていること自体が大問題なのだ。1999 年の東海村臨界事故を思い起こしてほしい。ずさんな作業工程管理でレベル 4 の臨界事故を発生させ、事故直後に「誰も止める作業をしなかった」東海村の核燃料加工施設を運営していたのは、株式会社 JCO(住友金属鉱山の子会社)であった。このとき臨界状態を収束させるための作業を行った関係者 7 人は、事故の内容を十分知らされないまま、年間許容線量を越える被曝。また作業員を搬送すべく駆け付けた救急隊員 3 人も 2 次被曝した。

「政府=いい加減なお役所仕事ぶり・民間企業=熾烈な自由競争を生き抜く良い仕事ぶり」なのではない。当たり前のことだが民間企業は利益追求が唯一の目的。利潤を極大化するためにはコスト切り下げは当然。タレントを起用した原発推進コマーシャルに多額の費用をかけても(その広告費用もわれわれの電気料金に計上されている)、企業資産の安全管理などという、いわば「何も起こらなければ良い仕事」の、とくに現場に対し、どのような本音を持つかは自ずと想像がつくだろう。

まして電気業界は自由競争すらない。利潤追求を唯一とする組織の目的と、議員や自治体すらほとんど恣意的に動かせる資金力と傲慢さと、お役所的な性質の最も悪いところを併せ持つのが、東電であり九電だ。

私企業ごときが核管理をすれば、東海村臨界事故や福島第二原発のような事態に陥るのはあまりにも自明である。原発(核)とは本来、自己完結を基本とする自衛隊が開発、維持、管理の責を負うべきなのだ。

事故続発の福島第二原発（本書初版あとがきを編集）

本書の執筆（～89年）から出版（91年）に至るまでにはかなりの時間的な経過があり、本書がテーマとして取り上げた「原発事情」も、出版時点では大きく変化していた。

その変化のおもなものは反原発・脱原発運動の一段の盛り上がりであった。またそれを受けて、原発事業者と行政が、権力的な反攻に転じたことでもあった。

1: 事故続出だった福島第二原発

当時より今日まで、原発側のマスコミ工作、行政の権力化は、原発推進活動の中心を占めてきた。そうした原発側の姿勢とは裏腹に、現場サイドでは新たな事故やトラブルが続発。「原発に基礎的な安全性はない」との科学的データを提起し続けてきた。

本文でも触れた「昭和63年原子力安全年報」で、原子力安全委員会が「安全」のお墨付きを与えた原発のうち、東京電力福島第二原子力発電所は当時から事故トラブルを続発させていた。そして平成元年（1989年）2月3日、福島第二原発はそれまで連発してきたトラブルの集約ともいえる大事故を発表した。のちに判明したことだが、3号機（沸騰水型・出力110万キロワット）の原子炉再循環ポンプ内部の回転翼の溶接部が壊れ、炉心に多量の金属片等が流出したため、長期にわたって発電所を停止せざるを得ないほどの事故であった。

すでに1月に発生していたこの事故に関しても東電と行政は、例外なく事故の発表を故意に遅らせ、また発表した後も事故規模の実態を公表せず、直ちに運転再開が可能な事故であるといいつづけた。

だが当事者側のこうした主張にもかかわらず、当の現場では新たな事故が発生した。この新たな事故は、東京電力？福島第二原子力発電所の2号機（沸騰水型・出力110万キロワット、3号機と同様）で起きたもので、事故の内容は「炉心冷却水の漏水」である。

この事故について東電は小事故と説明し、運転再開は可能だと発表した。だが要は、こうした事故続発を周辺住民がどう受け止めるか、なのだ。事実、平成元年2月3日に事故を発表せざるを得なかった3号機は、その後も停止されたままになってしまった。

チェルノブイリ原発事故も、最初は小規模事故の続発から始まり、そして、そうした事故の集積のはてに未曾有の大事故を起こした。この小事故と大事故の関連について、わが国原子力界が「安全性の科学的根拠」にしているのは、なにより「日本人従業員と外国人従業員との質的違い」なのである。

しかも、わが国原子力界がとなえる「安全性」の中味が、「日本人従業員の優秀さ」という、きわめて観念的で、科学的裏づけをなんら有していないものであることについて、周辺住民はもとより、国民のほとんどが知らないでいるという現実は大である。

89年2月3日の2号機事故は、原子炉再循環ポンプ内部の回転翼の溶接部が破損したと説明されている。原子力界が強調するとおり、わが国の工業技術は世界最高の水準を保っている。にもかかわらず、わが国でなぜこうした事故が起きたのか。この事故を単に操作ミスや運転ミスで片付けることはできない。否、片付けてはならないのである。本紙は電気事業連合会のみならず、東京電力にも公開質問書を送付している。質問書に対し両者はともに「以後、原発の安全性に最大限の配慮を尽くし、再度の事故を起こさないようにする」と回答した。だが、まだその舌の根が乾かないうちに今回の事故を起こしているのだ。なぜこのような事故が起きたのかを、東京電力に限らず、すべての原発事業者が真剣になって考え直さなければならないことは言うまでもない。特にこの問題に関しては、権力の上にあぐらをかく原子力安全委員会が、自らの全責任と国民に対する義務とをにかけて、真剣に考えてみなければならない事柄であろう。

2: サクラメント市民の苦衷

1989年、カリフォルニア州北部サクラメント郡の都市・サクラメント市で、同市営電力局(SMUD)が所有するランチョセコ原子力発電所(The Rancho Seco Nuclear Generating Station)の存続の是非をめぐる住民投票(レファレンダム)が行われた。

1975年から14年間稼働したこの原子炉に対する、6月6日に行われた投票での投票率は、全有権者53万人中の約40%。結果は原発廃止53%、原発存続47%で原発廃止が決定した。

この住民投票に臨むにあたってサクラメント市の「原発側」は、他の公営私営の原発・原発関連の産業界から70万ドルの資金援助を受け、わが国流に言えば「原発が止まれば冷蔵庫が使えない」式の広報活動を長期にわたって進めていた。

いっぽう「原発廃止」派は草の根運動を唯一の頼りにして、市民に原発廃止を訴え続けた。その結果として、市民運動の勝利に終わったのだ。

さすが民主主義の国アメリカといえよう。この投票結果を受けてサクラメント市は翌日、ランチョセコ原子力発電所の運転を停止。1989年中に連邦政府により正式に廃炉が決定された(2012年現在、同原発跡地近隣には発電パネル38万枚を設置した太陽光発電所が稼働している)。

脱原発の投票結果を受けた同市公共事業体のデヴィッド・ドブス(David D. Dobbs)会長(当時)は、直ちに「けさ8時、原発運転停止を現場に命じた。12の自治体に参加するSMUDとしては当然、住民の意思を尊重した」とする声明を発表。まさに即時対応であった。

こうしてランチョセコ原発の廃炉問題は、ひとまず結論が出たのであるが、次に問題となったのは、運転を停止した原発施設をどうするかであった。すでに米国には運転を完全に停止した原発施設が2基あり、このランチョセコ原発で3基目であった。だが、すでに運転を停止した2基の原発は、解体にともなう費用の問題と解体技術の問題でまだ放置されたままの状態にあった。市営のランチョセコ原発は、サクラメント市民の「所有物」である。解体技術の問題は別にして、新たに解体費用の問題をどうするかが議論の的になったのは当然であった。

同市は原発運転停止決定後、直ちに解体費用を算出し、米原子力規制委員会に見積もりを提出した。だが最低でも1億ドルと見積もった解体費用について、米原子力規制委員会と米議会会計検査院は「とんでもない低い見積もりである」として、この見積もりをただちに却下してしまった。

この却下に驚いたのは市側よりも住民側だった。つまり、ランチョセコ原発の解体費用はそっくりそのまま「市民の負担」になるからである。

脱原発グループが試算したところによれば、かりにこの解体費用を全額市民が負担したとすれば、それにともなう市民の「電力使用料金」は、過去10年間にさかのぼり、サクラメント市民は全米一の高い電気を使っていたことになるという。

こうした事態を見通せずに、なぜサクラメント市は自前の原発を作ったのだろうか。切実な問題として、廃炉決定当時、同原発は施設の償却がまだ済んでいなかった。そ

の原発が、こんどは解体のための莫大な経済的負担を市民に課するという事になれば、サクラメント市民にとっては、「いったい何のための原発だったのか」ということになる。

同原発が稼働していた14年のあいだ、2度の大きな原発事故が発生していた。1つは同じ米国のスリーマイル島原発事故と、もう1つはソ連(当時)のチェルノブイリ原発事故である。また同原発も稼働3年後の1978年に起こした事故を皮切りに、数回のトラブルに見舞われ、多くの市民は放射能の危険にさらされていた。これが、多くの市民が「反原発運動」に取り組んできた背景である。

そして市民は「廃炉」の道を選んだ。だが、その結果が予期せぬ負担となって、市民にはね返ってきたのである。いまサクラメント市民の大多数は、ランチョセコ原子力発電所に対して「割に合わない、とてつもない買い物をしてしまった」となげいているという。何しろランチョセコ原発、建設に総額10億ドルを要し、廃炉には総額約5億ドルの費用がかかったと言われている。

こうした「廃炉」をめぐる費用の問題は、単にサクラメント市に限られたものではない。他のすべての原発にも関係する問題であることはいままでもないだろう。すなわち、運転を継続すれば日常的に「原発事故」の不安がつきまとう。さりとて運転を止めれば、さらに複雑な解体問題と、解体後の「死んでしまった土地」をどうするか、などの問題が出てくる。米原子力規制委員会(Nuclear Regulatory Commission / NRC)は2009年、ランチョセコ原発跡地をめぐり大部分の一般使用を許可したものの、使用済み核燃料保管庫を含む44,520㎡(11エーカー・ほぼ東京ドームの建築面積)の土地は、いまだに同委員会の管理下にある。

また、当然のこととして、これらの問題には財政・経済上の問題が密接に関わってくる。確かに原発の開発は容易であるし、資源・環境問題に関する大義名分も成立する。だが、そうした原発の背後には、サクラメント市民が、現実的な問題として背負い込んだ諸問題が常につきまとっているのも事実なのだ。

本紙の公開質問書に対し、電気事業連合会は「いま建設中の原発」と「建設計画準備中の原発」の資料を提示した。この資料を手にした本紙がまず感じたことは、「こんなに原発を作って、そのあとをどうするつもりなのか」という疑問だった。「ふたたび事故は起こしません」と電事連と東電が約束した福島原発でさえ、またも事故が発生した。しかも、こうした事故やトラブルは、発表されないレベルの小さなものならば、他の原発でも日常的に起きている。

福島第二原発3号機事故について、本紙は質問書の回答中にも「この事故をすべての原発関係者は真剣に受け止める必要がある」と書いた。

本紙が重ねて指摘するように、わが国の原発が直面している最大の問題は「経年劣化」だ。

経年劣化とはいうまでもなく、年月が経つうちに製品の品質・性能が低下することである。現に、最近の原発は、こうした経年劣化にともなう事故やトラブルが続発している。経年劣化は経過時間とともに生じる物理的変化であり、人間の意思は介在しない。したがっていくら原発事業者が「日本人と外国人とは違う」と力説したところで、「判明した劣化部分の補修」以外に、経年劣化による事故を回避することはできない。国会で原子力担当の高官が「わが国の原発事故は経年劣化のための事故ではない」と強調してみたところで、現在ある原発は必ず経年劣化することは、だれひとり否定できない事実だ。そこで必要となるのが、原発事故がたんなる施設上・技術上の事故なのか、それとも「経年劣化に関係した事故なのか」を正しく見分ける関係者の「目」である。

すなわち、このシビリアな「目」こそが、すべての原発事故をチェルノブイリの二の舞にしないための目なのだ。その点において、当局が言う「日本人だけが、他の外国人にはない確かな目を備えている」などという、きわめて非科学的理屈は通用しない。

いま、日本の原発関係者に必要なことをあえて指摘するとすれば「内部の行動基準だけで諸問題を処理する目」をただちに捨て、「国民的サイドから現実を直視する目」を持つことに他ならない。

本書に記した一連の経過からみても、そうした眼力がわが国の原子力界に備わっていないのは、明白な事実である。わが国の原子力発電にかかわるすべての当局者が、国家権力を後ろ楯とした、自己保全・自己の利潤追求の姿勢をあらためないかぎり、本紙は、わが国においてもチェルノブイリ原発事故に匹敵する大惨事が起きることは必定であると断じてきた。

そしていま、経年劣化が原因ではないものの、明白かつ確実に予測可能な規模の「地震による津波」で、チェルノブイリに匹敵するレベル7の事故が発生してしまった。

事故の口実で言われる「千年に一度の大災害で想定外だった」などというまやかしを信じる国民はほとんどいないだろう。地震エネルギーに関しては千年に1度の規模

だったかもしれない。だが津波はどうか。明治三陸地震(1896年)では日本観測史上最大といわれる38.2mの津波が三陸地方に押し寄せていた。いっぽう東電が想定していた津波の高さは最大5.7m。東電は原発建設の際、わずか115年前に三陸沿岸で起きた明治三陸地震さえ、想定に入れていなかったことが判明している。

ところが東電は昨年10月「大津波による炉心損傷は8千年に1回」などと発表しているのだ。

さらに震災後、全国銀行協会の奥正之会長は信じられないことを口にした。報道によれば奥会長は、原子力損害賠償法で「異常な天災地変を原因とする事故の場合、原子力事業者が免責される」との条項があることを挙げ、「(政府の賠償支援の枠組みで)千年に1度の震災が異常と見なされないとの結論は、誰がどういう議論を経て導き出したのか。(免責条項の)適用の余地があったのでは」とも指摘したのだ。この人物も知ってか知らずか「千年に1度の震災」の認識だが、東電が推定した以上の津波は、チリ地震も含めれば30年に1回という。東電の異常なほど甘すぎる津波想定が原発事故の直接的原因であるにもかかわらず、三井住友銀行頭取でもある奥正之は「東電を免責にすべきだったのでは」と、国民の神経を逆なでするようなことを言っている。東電擁護論もさまざまだが、ここまで露骨なものを見たことがない。東電を免責したら、復興費用はどうなるのだ?国民は納得するのか?まともな神経でものを言っているとは到底思えない。

繰り返すが今回の大津波は十分に想定内。地震エネルギーは千年に1度規模だが、大津波は数十年に1度であり、福島第一原発事故は大津波を(おそらくはコストダウン=私企業の論理のために)想定しなかった、あるいは想定を却下した人間と、その決定を許可した人間による人災だ。

想定していた津波の高さが最大でたったの5.7m、福島原発設計者担当者らは上司から大津波やM9の想定を却下…。却下した上司だけを責めることはできない。問題は発注者=東電であり、許可を出した原子力安全保安院、また保安院を監督する原子力安全委員会にある。